

船舶事故調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（ガントリークレーン）
発生日時	令和元年11月19日 16時10分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港東港区中央ふ頭2号岸壁 苫小牧港東港区弁天導灯（前灯）から真方位181°0.5海里付近 （概位 北緯42°36.5′ 東経141°46.9′）
事故の概要	コンテナ運搬船みわは、離岸操船中、ガントリークレーンに衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月11日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ運搬船 みわ、749トン（110TEU） 143207、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、株式会社三輪
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾ハンドレールに曲損 ガントリークレーン 給電用ケーブルリールに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮中央期 苫小牧市には、令和元年11月18日03時36分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、船首を北方に向け入船右舷着けしていた苫小牧港東港区中央ふ頭2号岸壁（以下「本件岸壁」という。）から離岸操船を始めた。 船長は、時折強い西風を左舷側から受ける状況を認めたと、離岸に備えてあらかじめ着岸時に左舷錨を投じており、同様の状況下で離岸した経験があったので、離岸できると思い、離岸操船を続けた。 本船は、前後に係留していた他船との距離があまりなかったので、船長が、舵及び機関を使用し、左舷錨を巻いて徐々に離岸させ、バウスタを左方（船首を左に回頭させる操作）とし、船首が左方に向き始めてフォアスプリングを離した際、西からの突風を受けて船尾部が右舷方に圧流され、右舷船尾部が本件岸壁のガントリークレーンに衝突した。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表され、時折強い西風を左舷側から受けて離岸操船を行っていたところ、船長が、同様の状況で離岸した経験があり、離岸できると思い、右舷着けしていた本船を本件岸壁

	<p>から離岸させたことから、西からの突風を受けて船尾部が右舷方に圧流され、本件岸壁のガントリークレーンに衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、強風及び波浪注意報が発表され、本船が時折強い西風を左舷側から受けて離岸操船を行っていたところ、船長が同様の状況で離岸した経験があり、離岸できると思い、右舷着けしていた本船を本件岸壁から離岸操船を続けたため、西からの突風を受けて船尾部が右舷方に圧流され、本件岸壁のガントリークレーンに衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、強風を受けて離岸する際は、風勢が弱まるまで待機するか、または状況に応じてタグボートを使用すること。</li></ul>